平成２４年（フ）第４５号
北海道伊達市清住町47番地20
債務者　岡本　和夫
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の６　１―502号、旧住所神戸市西区玉津町高津橋712番地の７
債務者　玉井　清美
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
広島市中区広瀬北町２番27号
債務者　河原小百合こと　河　小百合
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７号
広島市中区広瀬北町８番18―202号
債務者　重廣　智子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５号
広島県安芸郡海田町南本町２番34―７号
債務者　米谷　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２４年（フ）第５号
沖縄県名護市字数久田322番地
破産者　株式会社久高組
代表者代表取締役　久高　博典
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日（平成24年５月23日午後１時30分）を平成24年５月30日午後１時30分と変更する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第６号
沖縄県名護市字為又492―62、住民票上の住所沖縄県名護市字数久田322番地
破産者　久高　博典
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日（平成24年５月23日午後１時30分）を平成24年５月30日午後１時30分と変更する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８６２号
栃木県鹿沼市口粟野442番地２
破産者　竹澤　隆紀
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６３号
栃木県鹿沼市口粟野442番地２
破産者　竹澤久美子
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木2798番地
破産者　谷　　佳久
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４８号
三重県尾鷲市北浦西町3843番地１
破産者　伊藤依久子
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第９３１号
大阪市西区江戸堀１丁目21番35号ザ・ファーストビル５階
破産者　株式会社ＳＳＣインベストメント
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７０号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番11号
破産者　株式会社中建コンサルタント
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１７７２号
福岡市東区三苫４丁目８番１号グループホーム三苫駅前、住民票上の住所福岡市東区和白３丁目22番18―701号、旧住所大阪府枚方市磯島南町７番５―208号
破産者　土肥　光一
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７８５号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―510号
破産者　遠近　宣夫
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３１号
福岡市早良区百道浜１―５シーサイドももちイーストステージ５―607、住民票上の住所福岡市早良区百道浜４丁目31番１―2002号
破産者　中村　優子（旧姓小澄）
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５４号
福岡市中央区渡辺通２丁目７―35シエル薬院705、住民票上の住所熊本市辛島町４番26号
破産者　杉村　徳恵
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５２号
福岡県直方市大字感田3601番地14ドリームマンション小野牟田Ａ502号、破産手続開始決定時の住所福岡県直方市大字頓野264番地21
破産者　山本　正助
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３３９号
福岡県大野城市上大利３丁目12番35号ライオンズビル405号
破産者　木村　和夫
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部